

前橋育英高等学校同窓会会則

(名 称)

第1条 本会は前橋育英高等学校同窓会と称する。

(事務所)

第2条 事務所は前橋育英高等学校内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、併せて母校の繁栄に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会はその目的達成のため次のことを行なう。

- (1) 学校の教育内容充実のための援助
- (2) 会員相互の親睦と研修・地区組織の確立
- (3) 同窓生との連携、理解のための機関紙（雄渾）の発行
- (4) クラブ・学習支援のための基金制度の確立
- (5) その他、目的を達成するための諸事業

(会 員)

第5条 本会は次の会員からなる。

1. 正 会 員（前橋育英高等学校の卒業生）
2. 特別会員（幹事会で選任された者）
3. 賛助会員（本会の趣旨に賛同する個人及び団体が幹事会にて推選した者）

(役員とその任免)

第6条 本会に次の役員を置く。

- 会 長 1名（総会において選任）
- 副 会 長 若干名（総会において選任）
- 特別幹事 （会長経験者）
- 幹 事 ① 各卒業期より若干名を選出し、会長が委嘱した者。
② その他会長が適当と認め委嘱した者。
③ 書記担当幹事、若干名。
④ 会計担当幹事、若干名。
⑤ その他担当幹事

(連絡員)

第7条 連絡員を各期各クラスごとに置く事が出来る。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 会 長 本会を代表し、会務を総括する。
- 副 会 長 会長を補佐し、会長事故ある時は代行する。
- 特別幹事 幹事会に出席して、会長経験を活かし必要な助言をする。
- 幹 事 本会の企画運営に当る。
- 監 査 事務及び財産の状況を監査し、幹事会に出席して意見を述べる事が出来る。但し議決権を有しない。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、2ヶ年（総会から2年後の総会まで）とし再任を妨げない。役員に欠員が生じた場合は、幹事会において新役員を選出、任期は残存期間とする。

(会議の種類)

第10条 本会の会議は、定時総会、幹事会とする。

(総会)

第11条 1) 定時総会は毎年1回

臨時総会は会長が必要と認めた時、又は、10分の1以上の正会員が請求したとき請求の日から60日以内に会長がこれを招集しなければならない。

2) 総会の議事は、出席正会員の有する議決権の過半数を以ってこれを決する。

3) 次の事項は総会の議決を経なければならない。

- ① 会則の変更
- ② 事業計画及び収支予算の決定
- ③ 事業報告及び収支決算の承認
- ④ 役員を選任及び解任
- ⑤ その他、特に重要な事項

(幹事会)

第12条 1. 幹事会は、本会の運営にあたる。

2. 幹事会は、総会から委任された事項及び総会に提出すべき議題を審議処理する。

3. 議事は、出席幹事の過半数を以って、これを決する。

4. 幹事会は、会長が必要と認めた時、又は、幹事の5分の1以上の要求があった時、会長がこれを招集する。

5. 幹事会は、会長、副会長、幹事、特別幹事をもって構成する。

(顧問及び参与)

第13条 本会に、顧問及び参与を幹事会の議決を経て置く事が出来る。

(特別委員会)

第14条 本会の目的に必要と認められる場合、幹事会の議決を経て、特別委員会を設置することが出来る。

(支部)

第15条 地域別に支部を設置する事が出来る。但し、幹事会の議決を有する。

(入会金及び会費)

第16条 1) 正会員は入会に際し、同窓会費20,000円を納入するものとする。

2) 賛助会員は入会后毎年5,000円を3月31日までに納入するものとする。

(収支)

第17条 本会の経費は同窓会費、寄付金、補助金、その他の収入を以ってこれにあてる。

附 則

昭和43年4月1日会則を制定し、昭和57年7月4日全面改定し、同日からこの会則を施行する。

昭和58年7月10日一部改正をする。

平成5年8月22日一部改正する。

平成13年7月29日一部改正する。

平成21年7月10日一部改正し、平成22年4月1日より施行する。

平成29年7月1日一部改正し、平成29年4月1日より施行する。